

学習講座の条件緩和について

1 社会教育事業における条件の変更

公民館の振興方策等として示されている内容に重点をおいた学習講座を実施するために、従来、条件としてきた指定テーマによる講座実施を撤廃し、新たに設定するテーマから2つ選択して実施することとし、講座の充実及び講座参加者の多様化を図る。

変更前	変更後
次の講座について、各1回以上実施すること。 ○家庭教育に関する講座 ○人権問題に関する講座	次のテーマから2つ選択し、講座内容に反映させること。 ○デジタル化に関すること ○多世代交流ができること ○学校や保育園、地元企業との連携があること ○防災に関すること ○環境問題に関すること ○家庭教育に関すること ○人権問題に関すること